

期間建契約特別約款(Special Clauses for Annual Policy for Flat Premium)

第1条(保険契約期間)

この保険契約の対象となる輸送は、「保険契約期間」内に保険期間の規定による当会社の責任が開始した輸送とします。

「保険契約期間」とは、保険証券または保険承認状(以下「保険証券等」といいます。)に記載された始期日の日本標準時午前0時(保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)から、満期日の日本標準時午後12時(保険証券等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)までの間をいいます。

第2条(保険価額および保険金額)

1. 仕切状(Invoice)面価額(仕切状に運送賃または貨物保険料が含まれていない場合はそれらを加えます。)の110%の額を保険価額および保険金額とします。

2. ただし、保険期間の開始前に、保険契約者または被保険者から当会社に対しこれと異なる割合による保険価額および保険金額の設定の申入れがあり、当会社がそれに合意したときは、この限りではありません。仕切状価額の表記通貨と異なる通貨で保険価額および保険金額を定める場合には、あらかじめ為替換算率を約定するものとします。

第3条(1 輸送用具積み支払限度額および1 場所支払限度額)

1. 当会社は、1 輸送用具に積み込まれたおよび／または積み込まれるべき保険の対象に対し、1 輸送(接続輸送を含みます。)中に生じたすべての滅失、損傷および費用(損害防止費用を含みます。)の損害について、別途規定の1 輸送用具積み支払限度額を超えては保険金を支払いません。

ただし、危険開始前または損害・事故の発生を知る以前もしくは通知される以前に、保険契約者または被保険者によって上記支払限度額の増額につき要請がなされ、当会社によって承認された場合はこの限りではありません。

1 輸送用具積み支払限度額

別途取決め

2. 当会社は、陸上にある保険の対象に滅失、損傷および費用(損害防止費用を含みます。)の損害があった場合、いかなる場合といえども、同一事象によって生じた1 事故または連続事故(地震に関しては、連続72時間以内に生じた事故は1地震によるものとみなします。)について保険金が支払われる額は、別途規定の1 場所支払限度額を超えないものとします。ただし、損害または事故の発生する以前に、保険契約者または被保険者によって上記支払限度額の増額の要請がなされ、当会社によって承認された場合はこの限りではありません。

1 場所支払限度額

別途取決め

3. 保険金の支払いに際して1. と2. の両条項がともに適用される場合には、前者がまず適用され、そのうえで後者が適用されるものとします。

第4条(保険料換算率)

外貨建保険料の円価換算率は、別途取決めのない限り、当社が保険契約者または被保険者から保険契約申込書を受領した日の前日(または当該日に相場が立たない場合にはその直近日)における株式会社三菱UFJ銀行本店のウェブサイトにおける電信売対顧客公表相場によることを協定します。なお、当該換算率は、保険契約期間を通して適用されます。

第5条(確定保険料)

1. 保険契約者は、当社から勘定書を受領後遅滞なく確定保険料を当社に対し払い込むものとし、正当な事由によりすみやかな支払いができない場合においても、遅くとも始期日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

2. 別途約定の回数及び金額に分割して、確定保険料を払い込む場合にも、第5条1. と同様の取扱いとします。

第6条(保険金支払い)

1. 担保危険によると否とを問わず、保険期間中に生じた損害または事故の結果として、被保険者が保険価額の中に含まれている運賃および/または諸掛りの全部もしくはその一部につき支出を免れた場合には、支出を免れた当該運賃または諸掛りを控除した保険価額に等しい金額を基礎として保険金の額を決定するものとします。

2. 保険金の支払いが外国においてなされる場合には、保険金はこの保険証券等に記載された外国通貨によって支払われるものとします。

3. 保険金の支払いが日本国内においてなされる場合には、外国通貨による保険金は、円価に換算して支払われるものとし、その換算率は株式会社三菱UFJ銀行のウェブサイトにおける電信売対顧客公表相場とし、保険金の額を決定した日の前日(もしくは該当日に相場が立たない場合にはその直近日)の換算率によるものとします。ただし、損害賠償金を保険金としてお支払いする場合は、被保険者による賠償が行われた際に適用した換算率とします。

第7条(解約)

1. 保険契約者または当社は、いずれも相手方に対し、30日前に行う書面予告により、この保険契約を解約することができます。ただし、戦争危険については7日前、ストライキ等危険については7日前(ただし米国発着貨物については48時間前)に行う相手方に対する書面、電信または電子的手段による予告により、当該危険のみについて解約できます。予告期間

の計算は、予告が発せられた日の翌日の午前0時を起点とします。

2. 保険料の約定支払日を30日間経過したときに当該保険料の全部または一部が支払われていない場合、当社は、保険契約者に対しその支払いを催告し、催告後15日を経過しても支払いがないときは、保険契約者に対する書面、電信または電子的手段による通知により、通知を発した日の翌日の午前0時をもってこの保険契約を解約できます。ただし、当社のこの即時解約権は、当社がその権利を得たときから30日間これを行使しないとき、または当社がこれを行使する前に当該保険料の全額が支払われたときには消滅します。

第8条(保険料の返還または追加保険料の請求・払込み)

1. 第7条(解約)の規定により保険契約が解約となる場合には、(1)から(3)のいずれか高い額と既に領収した保険料との差額を返還または請求します。保険契約者は、当社が請求する追加保険料を遅滞なく払い込むものとします。正当な事由によりすみやかな支払いができない場合においても、遅くとも当該勘定書を受領した月の末日までに払い込むものとします。

- (1) 「確定保険料」から未経過期間(「保険契約期間」の解約日の翌日から満期日の期間)に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額
- (2) (1)に該当しない場合、別途保険契約締結の際に取り決めた保険料計算方法を用いて得た額
- (3) この保険契約における別途取決めの最低保険料

第9条(保険契約の契約内容の変更)

1. 当社は、保険契約者に対する30日前に行う書面予告により、この保険契約に含まれた協会約款(Institute Clauses)、その他の約款・文言、保険料率およびその他の保険契約の内容を変更することができます。ただし、戦争危険については7日前、ストライキ等危険については7日前(ただし米国発着貨物については48時間前)に行う相手方に対する書面、電信または電子的手段による予告により、当該危険のみについて保険契約の内容を変更することができます。予告期間の計算は、予告が発せられた日の翌日の午前0時を起点とします。

2. 当社は、保険契約締結後に、保険契約者から保険証券等もしくは保険契約申込書の記載事項またはその他の契約内容の変更の請求がある場合は、この請求を承認することができます。なお、当社は、承認にあたって、当社が必要に応じて請求する追加保険料の払込みを条件とすることがあります。

第10条(保険契約の終了、解約または変更の効力)

保険契約の終了、解約または変更は、それらが有効となったときより前に保険期間の規定による当社の責任が開始した個々の輸送については、その効力が及びません。

第11条(適用する約款)

この保険契約は、保険証券等記載の約款に加え、下記の約款を適用するものとします。

Institute Classification Clause

Break up Vessel Clause

Open-Yard Storage Clause (applicable to imports)

On Deck Clause (applicable to imports)

Institute Malicious Damage Clause 1/8/82

Issuance of Insurance Certificate or Individual Insurance Policy Clause (applicable to Time Policy)

第12条(他の約款との関係)

この特別約款の規定は、この保険に含まれたこれと抵触する他の一切の規定に優先します。

第13条(仲裁)

1. 当会社と保険契約者または被保険者との間で当会社の支払額の決定について争いが生じたときは、その争いは、各当事者が書面によって選定する各1名の評価人の判断に委ねるものとし、別途取決めがない限り仲裁は日本の東京で行なわれることとします。

もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が合意によって選定する1名の裁定人に裁定されるものとします。

2. 各当事者は、自己の選定した評価人に要する費用(報酬を含みます。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)は半額ずつ負担するものとします。

重要

貨物の滅失、損傷につき保険会社に保険金を請求する際の手続について

1. 運送業者、受託者またはその他第三者の責任

被保険者またはその代理人は、貨物の損害防止義務と運送業者、受託者その他第三者に対する損害賠償請求権の行使もしくは保全に努めることが求められ、特に次の点となる。

(1) 紛失した貨物の運送業者、港湾当局またはその他の受託者に対する速やかに求償を行うこと。

(2) 書面により留保した場合を除き、貨物の外観状態が疑わしい場合には、いかなる場合でも無故障受取書(Clean Receipt)を与えないこと。

(3) 貨物の引取りがコンテナ詰めの状態で行われる場合には、当該コンテナおよびそのシールが、被保険者またはその代理人側の責任ある職員によってただちに点検されることを確実にすること。

仮に当該コンテナが損傷していたり、あるいはそのシールが破損していたり、船積書類記載のシール以外で封印されていたような場合には、その旨貨物受領書に摘記し、すべての破損シールもしくは不規則なシールを証拠資料として保存しておくこと。

(4) 滅失・損傷の事実が明瞭な場合には、運送業者またはその他の受託者の代表者の立会検査を遅滞なく要求し、この検査によって判明した実際の滅失・損傷について運送業者またはその他の受託者に速やかに求償すること。

(5) 貨物引取りの際、外観上わからなかった貨物の滅失・損傷が後で発見された場合には、貨物の引取り後3日以内に運送業者またはその他の受託者に書面で通知を行うこと。

注意: 受荷主またはその代理人は、荷卸港の港湾当局の諸規則を熟知しておくが推奨される。

2. 損害の通知と損害検査報告書

本保険契約によって求償し得る貨物の滅失・損傷が発生した場合には、ただちに本保険証券（または保険承認状）記載の弊社の事務所またはその代理店宛その旨通知して、その損害検査報告書（サーベイレポート）を入手する。

3. 保険金請求用必要書類

クレームを速やかに精算するために、被保険者またはその代理人は次の当該クレーム内容の立証に役立ち得る一切の該当書類を遅滞なく提出することが求められる。

- (1) 保険証券または保険承認状の本紙
- (2) 船積送り状 (Shipping Invoice) の本紙または写ならびに船積明細書および／もしくは重量明細書
- (3) 船荷証券の本紙または写および／もしくはその他の運送契約書
- (4) 損害検査報告書その他滅失・損傷の程度を証明する書類
- (5) 荷卸港および最終仕向地における数量および重量明細書
- (6) 滅失または損傷に関する運送業者その他の関係者に対する求償の往復書状